

平成 17 年度における独立行政法人等個人情報保護法の施行の状況について

I 調査の目的

この調査は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 48 条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、個人情報保護制度及びその運用に対する正確な理解を深めることを目的として行ったものである。

II 調査の概要

1 対象機関

法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等のすべて

- 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人（平成 18 年 3 月 31 日現在）

奄美群島振興開発基金、医薬基盤研究所、医薬品医療機器総合機構、宇宙航空研究開発機構、沖縄科学技術研究基盤整備機構、海員学校、海技大学校、海上技術安全研究所、海上災害防止センター、海洋研究開発機構、科学技術振興機構、家畜改良センター、環境再生保全機構、教員研修センター、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、経済産業研究所、原子力安全基盤機構、建築研究所、航海訓練所、工業所有権情報・研修館、航空大学校、交通安全環境研究所、高齢・障害者雇用支援機構、港湾空港技術研究所、国際観光振興機構、国際協力機構、国際交流基金、国際農林水産業研究センター、国民生活センター、国立印刷局、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立科学博物館、国立環境研究所、国立健康・栄養研究所、国立高等専門学校機構、国立公文書館、国立国語研究所、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、国立少年自然の家、国立女性教育会館、国立青年の家、国立大学財務・経営センター、国立特殊教育総合研究所、国立博物館、国立美術館、国立病院機構、雇用・能力開発機構、さけ・ます資源管理センター、産業安全研究所、産業医学総合研究所、産業技術総合研究所、自動車検査独立行政法人、自動車事故対策機構、種苗管理センター、酒類総合研究所、消防研究所、情報処理推進機構、情報通信研究機構、食品総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構、森林総合研究所、水産総合研究センター、水産大学校、製品評価技術基盤機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、造幣局、大学入試センター、大学評価・学位授与機構、中小企業基盤整備機構、駐留軍等労働者労務管理機構、通関情報処理センター、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、電子航法研究所、統計センター、都市再生機構、土木研究所、日本学術振興会、日本学生支援機構、日本芸術文化振興会、日本原子力研究開発機構、日本高速道路保有・債務返済機構、日本スポーツ振興センター、日本万国博覧会記念機構、日本貿易振興機構、日本貿易保険、年金・健康保険福祉施設整理機構、農業環境技術研究所、農業工学研究所、農業者大学校、農業者年金基金、農業生物資源研究所、農業・生物系特定産業技術研究機構、農畜産業振興機構、農薬検査所、農林漁業信用基金、農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、福祉医療機構、物質・材料研究機構、文化財研究所、平和祈念事業特別基金、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、北海道開発土木研究所、北方領土問題対策協会、水資源機構、緑資源機構、メディア教育開発センター、理化学研究所、林木育種センター、労働政策研究・研修機構、労働者健康福祉機構

○ 別表第1に掲げる法人（平成18年3月31日現在）

<特殊法人・認可法人等>

沖縄振興開発金融公庫、公営企業金融公庫、国際協力銀行、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、商工組合中央金庫、総合研究開発機構、地方競馬全国協会、中小企業金融公庫、日本銀行、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本船舶振興会、日本中央競馬会、日本郵政公社、年金資金運用基金、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、放送大学学園、預金保険機構

<国立大学法人>

北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、筑波技術大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪外国語大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、琉球大学、総合研究大学院大学、政策研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学

<大学共同利用機関法人>

人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構

○ その他

民間法人化等により法の対象外となった法人であって、経過措置により、対象外となった時点で処理中の事案等についてなお従前の例により法の適用対象とされているもの。

首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社

(注) 1 独立行政法人日本原子力研究開発機構は、核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究所を統合して、平成17年10月1日に設立された。

このため、独立行政法人日本原子力研究開発機構については、統合前の核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究所の件数と統合後の件数の合計を1法人として計上している。

2 道路関係公団の民営化により、平成17年10月1日、首都高速道路公団は首都高速道路株式会社に、日本道路公団は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社に、本州四国連絡橋公団は本州四国連絡高速道路株式会社に、阪神高速道路公団は阪神高速道路株式会社に、それぞれ移行し、未処理事案についてはそれぞれの株式会社に承継された。

このため、これら6社については、「Ⅱ 調査の結果 4 開示・訂正・利用停止請求の状況、5 訴訟の状況」について、旧公団における件数とそれぞれ承継した各株式会社における件数の合計を各株式会社分として計上している。

2 対象期間

平成17年4月1日から18年3月31日までの状況について、平成18年3月31日現在で調査

Ⅲ 調査の結果

1 個人情報の適切な管理のための定め等の整備状況

(1) 法第7条では、独立行政法人等は、その保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることとされている。

また、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）では、法の適切な運用のため、独立行政法人等が保有する個人情報の適切な管理に関する指針等を総務省が策定するとともに、各独立行政法人等は、その指針を参考に、その保有する個人情報の取扱いの実情に即した個人情報の適切な管理に関する定め等を整備することとされている。

(2) 総務省では、平成16年9月に「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（平成16年総管情第85号 総務省行政管理局長通知。以下「指針」という。）を策定し、各独立行政法人等に通知している。

調査日時点（平成18年3月31日現在）で、すべての独立行政法人等と対象とした個人情報の適切な管理のための規程（以下「保護管理規程」という。）が定められている。

これらの保護管理規程をみると、保有個人情報の管理に関する事務を総括する任に当たる「総括保護管理者」に相当する者を置く旨の規定がすべてのものに置かれている。

また、保有個人情報の管理の状況について監査する旨又は監査する任に当たる「監査責任者」に相当する者を置く旨を規定しているのは216機関となっているが、保護管理規程に監査に関する規定が置かれていない10機関についても、監査に関する別の規程等に基づき、個人情報の管理の状況の監査を行うこととしている。

2 個人情報ファイルの状況

(1) 個人情報ファイルの保有状況

個人情報ファイル（特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの）については、その概要を明らかにすることにより透明性の確保等を図るため、法第11条に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとされている。

個人情報ファイル簿を作成している独立行政法人等では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて閲覧に供するとともに、インターネットを利用して公表している。

平成18年3月31日現在、個人情報ファイル簿に掲載されていた個人情報ファイルの数は、18,794ファイルとなっている。これらの個人情報ファイルを電算処理・マニュアル処理の別にみるとマニュアル処理のものが68.5%を占めており、人数の規模別にみると1万人未満のものが73.1%を占めている。

表1 個人情報ファイルの状況

(単位：件、%)

個人情報ファイル数 (総数)		(内訳)				
		1万人未満	1万人以上 10万人未満	10万人以上 100万人未満	100万人以上	
計	18,794 (100)	13,730 (73.1)	3,806 (20.3)	1,064 (5.7)	194 (1.0)	
内訳	電算処理	5,920 (31.5)	3,630	1,571	574	145
	マニュアル処理	12,874 (68.5)	10,100	2,235	490	49

(2) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況

法第9条では、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することは、法令に基づく場合を除き、社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合などで、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときに限り、認められている。

平成17年度に利用目的以外の目的のために利用・提供されたことのある個人情報ファイルの数は、表2のとおり。

(注) 利用目的以外の目的のための利用・提供された事例の概要については、資料2-1①、②を参照。

表2 個人情報ファイルの利用目的以外の利用・提供の状況

(単位：ファイル)

法令に基づく場合(注1)	社会公共の利益になる場合や 本人の同意がある場合(注2)
246	355

(注) 1. 「法令に基づく場合」とは、例えば、国税徴収法141条に基づく検査において保有個人情報を利用・提供したものなどがある。

2. 「社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合」とは、法第9条第2項に規定されたもので、例えば、診療録の記録情報の全部又は一部を本人に提供するものなどがある。

(3) 個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況

独立行政法人等では、行政サービスの向上、行政運営の効率化等を図るため、事務の全部又は一部を委託し、又は派遣労働者を活用している。

平成17年度に個人情報ファイル簿に記録されていた個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況についてみると、業務委託等を実施した個人情報ファイルは2,335ファイルとなっており、その内訳は、記録情報の全部又は一部の取扱いを業務委託しているものが2,084ファイル、派遣労働者に行わせたものが360ファイルとなっている。

業務委託先についてみると、業務委託を行っているもののうち民間事業者等に対するものが86.4%を占めている。

表3 個人情報ファイルの業務委託等の状況

(単位：件、%)

	業務委託等を実施したもの	業務委託等の内容別の内訳						
		業務委託	業務委託先別の内訳				派遣労働者	
			国の機関	独立行政法人等	地方公共団体	民間事業者等		
計	2,335 (100)	2,084 (89.3)	0 (0)	62 (2.7)	14 (0.6)	2,017 (86.4)	360 (15.4)	
内訳	電算処理	1,157 (49.6)	1,041	0	17	9	1,023	187
	マニュアル処理	1,178 (50.4)	1,043	0	45	5	994	173

(注) 1ファイルにつき複数の項目に該当するものがあるため、業務委託等を実施した個人情報ファイルの数と各項目の数の合計は必ずしも一致しない。

3 監査・点検、教育研修の状況

(1) 監査の状況

指針では、監査責任者（監事等）は、保有個人情報の管理の状況について、定期的に又は随時に監査を行うこととしている。

平成 17 年度に監査を実施しているのは 123 機関となっている。

監査を実施していた機関のうち、監査において措置すべき事項があると指摘されたものは 75 機関、措置を要する事項がないとしているものは 48 機関となっている。

（注） 監査を実施していない理由については、資料 2-2②を参照。

表 4 監査における評価及び見直し事項への対応状況

（単位：機関数、％）

総 数	全部措置 済み	全部又は 一部未措置	対応予定 あり	対応予定 なし	方針未定	要措置事項 なし
123 (100)	10 (8.1)	65 (52.8)	50 (40.7)	0 (0)	15 (12.2)	48 (39.0)

(2) 点検の状況

指針では、監査とは別に、それぞれの保護管理者（保有個人情報を取り扱う課室、支社の長等）は、自ら管理責任を有する保有個人情報の取扱いの状況について点検を行うこととしている。

点検を行った保護管理者は、平成 18 年 3 月 31 日現在で各機関に置かれていた保護管理者 40,341 人のうち、37,228 人(92.3%)となっている。

(3) 職員に対する教育研修の状況

平成 17 年度に調査対象機関において実施された教育研修の回数は、729,841 回となっている。

その内訳をみると、総括保護管理者が実施した教育研修は 553 回、特定の部局又は地方支社等単位で実施した教育研修は 729,288 回となっている。

各機関における法の適切な運用を確保するために総務省が実施した職員に対する教育研修のための措置状況は、以下のとおり。

- ・パンフレットの作成・配付
- ・独立行政法人等連絡会議の開催 1 回
- ・地方支社等の職員を対象とした説明会の開催 全国 9 カ所、計 9 回
- ・各機関等が主催する研修への講師派遣 22 回

4 開示・訂正・利用停止請求の状況

(1) 処理の状況

平成17年度に各独立行政法人等に対して行われた請求事案の件数は、開示請求が5,092件、訂正請求が6件、利用停止請求が4件となっている。

平成17年度に独立行政法人等が処理すべき事案は、17年度に受け付けた事案及び他機関から事案の移送を受けた事案(注)の計となり、開示請求事案5,102件、訂正請求事案6件、利用停止請求事案4件となっており、その処理状況は、表5のとおりとなっている。

(注) 事案の移送は、開示請求制度及び訂正請求制度には設けられている。一方、利用停止請求制度については、請求を受けた独立行政法人等における個人情報の適正な取扱いを確保する観点から設けられており、請求を受けた当該独立行政法人等において利用停止の要件である違反等の事実があるかどうかを判断することとなるものであることから、他の機関への事案の移送を行う仕組みは設けられていない。

独立行政法人等への事案の移送は、法第21条又は第33条の規定に基づき他の独立行政法人等から行われる場合と、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第22条又は第34条の規定に基づき行政機関の長(行政機関個人情報保護法第5条に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。)から行われる場合とがあり、いずれの場合も移送を受けた独立行政法人等において処分を行わなければならないこととされている。

同様に、独立行政法人等から他の機関(他の独立行政法人等又は行政機関の長をいう。以下同じ。)への事案の移送についても、法第21条又は第33条の規定に基づき他の独立行政法人等に対して行われる場合と、法第22条又は第34条の規定に基づき行政機関の長に対して行われる場合とがある。

表5 処理の状況

(単位：件、%)

	処理すべき事案			事案の処理状況			
	受付件数	他機関から移送を受けた件数	計	処分を行って事案の処理を終了した件数	取り下げられた件数	他機関に全部を移送した件数	次年度に処理を持ち越した件数
開示	5,092	10	5,102 (100)	4,522 (88.6)	10 (0.2)	12 (0.2)	558 (10.9)
訂正	6	0	6 (100)	4 (66.7)	0 (0)	0 (0)	2 (33.3)
利用停止	4		4 (100)	3 (75)	1 (25)		0 (0)

(注) 1. 本表は、独立行政法人等に対して行われた請求事案について、平成18年3月31日現在の処理の状況を示している。

1件の請求事案の一部について処分を行っていても、残りの部分について処分を行っていない場合には、「次年度に処理を持ち越した件数」に計上している。

2. 「取り下げられた件数」には、請求がされた後に、請求者から当該請求を取り下げる旨の申出があり、その結果、処分をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供により請求をしようとした者が請求を取りやめたものなどは含まない。

3. 「他機関に全部を移送した件数」には、請求事案の全部を他の機関に移送したことで自ら処分をする必要がなくなったものをいう。他の独立行政法人等に移送されたものは、当該移送を受けた独立行政法人等において「他機関から移送を受けた件数」に計上され、行政機関の長に移送されたものは、行政機関個人情報保護法の施行状況調査において当該移送を受けた行政機関の「他機関から移送を受けた件数」に計上されている。

4. 事案の一部のみを他の機関に移送する場合、1件の開示請求事案を分割して複数の他の機関に移送する場合等があるため、「他機関から移送を受けた件数」と「他機関に全部を移送した件数」とは必ずしも一致しない。

また、受け付けた訂正請求及び利用停止請求について、請求内容の区分別にみると、表5-2のとおりとなっている。

表 5-2 訂正請求及び利用停止請求の請求内容の区分別の状況

(単位：件)

訂正請求	区分別の内訳(複数該当あり)			利用停止請求	区分別の内訳(複数該当あり)		
	訂正	追加	削除		利用の停止	消去	提供の停止
6	5	0	2	4	1	4	1

(注) 1件の請求事案について、複数の区分を内容としている場合があることから、各区分の件数の計と処理すべき事案の件数とは必ずしも一致しない。

(2) 処分の状況

ア 平成 17 年度には、開示決定等 4,522 件、訂正決定等 4 件、利用停止決定等 3 件の処分が行われており、これらの処分の状況は、表 6 のとおりとなっている。

なお、開示決定されるものの中には、保有個人情報に不開示情報が含まれているが個人の権利利益を保護するために特に必要があるとして独立行政法人等の判断により開示されるもの(法第 16 条に基づく裁量的開示)があるが、平成 17 年度には実績がなかった。

表 6 処分の状況

(単位：件、%)

	処分の件数	開示・訂正・利用停止決定		不開示・不訂正・不利用停止決定	(全部及び一部を開示したもののうち)裁量的な開示	
		全部	一部			
開示	4,522 (100)	4,474 (98.9)	4,348 (96.2)	126 (2.8)	48 (1.1)	0 (0)
訂正	4 (100)	1 (25)	1 (25)	0 (0)	3 (75)	
利用停止	3 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (100)	

(注) 1. 「裁量的な開示」欄は、全部又は一部を開示したものの内数である。
 2. 処分の件数は、請求者への処分通知の件数を計上している。請求のあった 1 事案を分割して複数の処分を行っているものや、関連する複数の事案をまとめて 1 件の処分として通知しているものがあることから、表 5 の「処分の件数」と表 4 の「処分を行って事案の処理を終了した件数」とは必ずしも一致しない。

イ 独立行政法人等は、請求があったときは、請求があった日から 30 日以内に決定をしなければならないが、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30 日以内に限り延長することができることとされている。

また、請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、請求があった日から 60 日以内にそのすべてについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、処分の期限の特例として、60 日以内に請求に係る保有個人情報の「相当の部分」につき決定をし、残りの保有個人情報については「相当の期間」内に決定をすれば足りることとされている。この場合、請求者に決定をする期限を通知することとされている。

平成 17 年度に行われた処分についてみると、表 7 のとおりとなっており、延長手続を採らなかった事案で 30 日以内に決定されなかったものが開示請求事案で 5 件みられる。

なお、期限の特例規定を適用した事案はなかった。

(注) 「30 日以内に決定されなかったもの」に計上された事案の概要は、資料 2-3①、②を参照。

また、調査日現在（平成 18 年 3 月 31 日）、次年度に処理を持ち越した事案のうち、延長
 手続を採っていない事案で 30 日を超過しているものが訂正請求事案で 1 件みられる。

（注）「30 日を超過しているもの」の概要は、資料 2-3③を参照。

表 7 期限の延長、遵守の状況

（単位：件、％）

	総数	30 日以内又は 期限までに		延長手続を 採らなかった 事案のうち 30 日以内に		延長手続を 採った事案の うち延長した 期限までに		期限の特例を 適用した事案の うち通知した 期限までに	
		決定 された もの (①③⑤)	決定 されな かった もの (②④⑥)	決定 された もの (①)	決定 されな かった もの (②)	決定 された もの (③)	決定 されな かった もの (④)	決定 された もの (⑤)	決定 されな かった もの (⑥)
		開示	4,522 (100)	4,517 (99.9)	5 (0.1)	4,487 (99.2)	5 (0.1)	30 (0.7)	0 (0)
訂正	4 (100)	4 (100)	0 (0)	3 (75)	0 (0)	1 (25)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
利用 停止	3 (100)	3 (100)	0 (0)	3 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

30 日以内又は期限までに決定されなかったもの及び次年度に処理を持ち越した事案で既
 に期限を過ぎているものについて機関別にみると、表 7-2 及び 7-3 のとおりとなっている。

30 日以内又は期限までに決定されなかった理由については、請求対象の保有個人情報の
 探索、内容の精査に時間を要したこと等を挙げている。

表 7-2 30 日以内又は期限までに決定されなかったものの機関別内訳

○ 延長手続を採らなかった事案で 30 日以内に決定がされなかったもの

（単位：件）

	独立行政法人等名	件数	超過した日数		
			1 週間以内	1 か月以内	1 か月超
開示	琉球大学	5	0	0	5

（注）訂正請求及び利用停止請求については、30 日以内に決定されなかった事案はなかった。

表 7-3 次年度に処理を持ち越した事案のうち、既に期限を超過しているものの機関別内訳

○ 延長手続を採っていない事案で 30 日を超過しているもの

（単位：件）

	独立行政法人等名	件数	超過した日数		
			1 週間以内	1 か月以内	1 か月超
訂正	琉球大学	1	0	0	1

（注）開示請求及び利用停止請求については、既に期限を超過している事案はなかった。

ウ 平成 17 年度に行われた処分において、全部又は一部を不開示・不訂正・不利用停止とした理由をみると、表 8 のとおりとなっている。

表 8 全部又は一部を不開示・不訂正・不利用停止とした理由

(単位：件、%)

	全部又は一部 を不開示とし た事案の件数	理由の内訳(複数該当あり)			
		不開示情報に 該当	保有個人情報 不存在	存否応答拒否	その他
開示	174 (100)	120 (69.0)	54 (31.0)	1 (0.6)	6 (3.4)
	全部又は一部 を不訂正・ 不利用停止 とした事案の 件数	理由の内訳(複数該当あり)			
		独立行政法人 等の判断によ るもの	保有個人情報 不存在	他の法令で特 別の手続きが 定められてい ることによる もの	その他
訂正	3 (100)	3 (100)	1 (33.3)	0 (0)	0 (0)
利用 停止	3 (100)	3 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (100)

(注) 1. 1 件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、全部又は一部を不開示・不訂正・不利用停止とした事案の件数と各項目の件数の合計は必ずしも一致しない。
2. 「その他」は、形式上の不備又は権利の濫用を理由とするものである。

不開示情報に該当することを理由としたものについて法第 14 条各号の不開示情報のいずれに該当するか、存否応答拒否によるものについて存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第 14 条各号の不開示情報のいずれに該当するかをそれぞれみると、表 8-2 のとおりとなっている。

表 8-2 不開示情報に該当することを理由としたもの及び存否応答拒否によるものの内訳
(単位：件、%)

不開示情報の区分		不開示情報に該当		存否応答拒否	
		120	(100)	1	(100)
内訳 (複数 該当 あり)	第 1 号 請求者の生命、健康、生活又は財産を 害するおそれがある情報	2	(1.7)	0	(0)
	第 2 号 請求者以外の個人に関する情報	91	(75.8)	1	(100)
	第 3 号 法人等に関する情報	4	(3.3)	0	(0)
	第 4 号 審議、検討等に関する情報	9	(7.5)	0	(0)
	第 5 号 事務又は事業に関する情報	41	(34.2)	0	(0)
	イ 国の安全等に関する情報	0	(0)	0	(0)
	ロ 公共の安全等に関する情報	0	(0)	0	(0)
	イ及びロ以外	41	(34.2)	0	(0)

(注) 1 件の決定において複数の不開示情報に該当するものがあるため、不開示情報に該当又は存否応答拒否とした事案の件数と各項目の件数の合計は必ずしも一致しない。

不訂正とした理由を独立行政法人等の判断によるものとしたものについて、その内訳をみると、表 8-3 のとおりとなっている。

表 8-3 不訂正とした理由のうち、独立行政法人等の判断によるものの内訳
(単位：件、%)

独立行政法人等の判断によるもの		3	(100)
内訳 (複数 該当 あり)	評価に関するもの	0	(0)
	請求対象の保有個人情報の内容が事実であるもの	2	(66.7)
	訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えるもの	1	(33.3)
	調査を実施したが、事実関係が明らかにならなかったもの	0	(0)

(注) 1 件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、独立行政法人等の判断によるとした事案の件数と各項目の件数の合計は必ずしも一致しない。

不利用停止とした理由を独立行政法人等によるものとしたものについて、その内訳をみると、表 8-4 のとおりとなっている。

表 8-4 不利用停止とした理由のうち、独立行政法人等の判断によるものの内訳
(単位：件、%)

独立行政法人等の判断によるもの		3	(100)
内訳 (複数 該当 あり)	違法に取得したものではないもの(法 5 条の規定に違反していないもの)	2	(66.7)
	法 3 条 2 項の規程に違反していないもの	1	(33.3)
	利用目的以外の目的で利用されていないもの	2	(66.7)
	利用目的以外の目的で提供されていないもの	0	(0)
	独立行政法人等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度を超えるもの	0	(0)
	事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの	1	(33.3)

(注) 1 件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、独立行政法人等の判断によるとした事案の件数と各項目の件数の合計は必ずしも一致しない。

(3) 異議申立ての状況

ア 処分について不服がある者は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき、独立行政法人等に対し、異議申立てをすることができる。

平成 17 年度に行われた異議申立ての状況をみると、表 9 及び表 9-2 のとおりとなっている。

表 9 異議申立ての件数

(単位：件)

	異議申立ての件数
開示	8
訂正	3
利用停止	2

表 9-2 異議申立ての内容

(単位：件)

	不開示決定に対する異議				不開示決定に対する異議	不作為に対する異議	事案の移送、期限の延長に対する異議	その他
	不開示情報に該当するもの	保有個人情報の不存に對するもの	存否回答拒否に對するもの	形式上の不備又は権利の濫用等に対するもの				
開示	2	1	0	0	4	0	0	1
	不訂正又は不利用停止の決定に対する異議				訂正又は利用停止の決定に対する異議	不作為に対する異議	事案の移送、期限の延長に対する異議	その他
	独立行政法人等の判断と對するもの	保有個人情報の不存に對するもの	訂正又は利用停止に関して他の法令で特別の手続きが定められていることに対するもの	形式上の不備又は権利の濫用等に対するもの				
訂正	3	0	0	0	0	0	0	0
利用停止	2	0	0	1	0	0	0	1

- (注) 1. 1 件の申立てにおいて、当該申立ての内容が複数にわたるものがあるため、各項目の計と表 8 の「異議申立ての件数」とは必ずしも一致しない。
 2. 第三者からの開示、訂正又は利用停止の決定に対する異議申立てはなかった。
 3. 「その他」は、決定内容に関わりのない事項に対する異議申立て等の件数を計上するものである。

イ 法第 42 条において、異議申立てを受けた独立行政法人等は、原則として、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上で、決定をすることとされている。

平成 17 年度において独立行政法人等が処理すべき異議申立て事案について、その処理状

況をみると、表 10 のとおりとなっている。

表 10 異議申立て事案の処理状況

(単位：件、%)

	処理すべき件数	決定等により処理を終了した件数	取り下げられた件数	処理中の件数 (次年度に持ち越し)	内訳		
					処理方針の検討中、 諮問の準備中等	審査会に諮問中	審査会の答申後、 決定の準備中
開示	8 (100)	2 (25)	0 (0)	6 (75)	2 (25)	4 (50)	0 (0)
訂正	3 (100)	1 (33.3)	0 (0)	2 (66.7)	0 (0)	1 (33.3)	1 (33.3)
利用停止	2 (100)	0 (0)	0 (0)	2 (100)	0 (0)	1 (50)	1 (50)

(注) 「処理方針の検討中、諮問の準備中等」には、不適法な異議申立てであるなど審査会への諮問を要しない事案について、決定の準備をしているものを含む。

平成 17 年度において、決定等により処理を終了した事案について、その状況をみると、表 10-2 のとおりとなっている。

なお、審査会に諮問し、その答申を受けた独立行政法人等が、答申の内容と異なる内容の決定を行ったものはなかった。

表 10-2 異議申立てに対する決定等の状況

(単位：件、%)

審査会に諮問しないで決定等を行ったもの (計)		申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
		開示	1	—	0	—
訂正	0	—	0	—	0	0
審査会に諮問し、答申を受けて決定を行ったもの(計)		申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
		開示	1	0	1	0
訂正	1	1	0	0	—	0
計 (比率)		申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
開示	2 (100)	0 (0)	1 (50)	0 (0)	1 (50)	0 (0)
訂正	1 (100)	1 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注) 1. 利用停止請求に対する処分に係る異議申立てについては処理を終了した事案はなかった。
2. 「その他」は、不作為に対する異議申立て等に関して請求に対する何らかの行為をするか、又は書面で不作為の理由を示したものの件数を計上するものである。

ウ 平成 17 年度における異議申立ての処理日数の状況をみると、異議申立てを受けてから決定等をした日までに要した日数については、表 11 のとおりとなっている。

表 11 異議申立てを受けてから決定等をした日までに要した日数
(単位：件、%)

	決定等により 処理を終了した 件数	異議申立てを受けてから決定等をした日までに要した日数			
		90日以内	90日超 半年以内	半年超 9か月以内	9か月超 1年以内
開示	2 (100)	1 (50)	1 (50)	0 (0)	0 (0)
訂正	1 (100)	0 (0)	1 (100)	0 (0)	0 (0)

(注) 利用停止請求に対する処分に係る異議申立てについては、処理を終了した事案はなかった。

また、異議申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数及び調査日現在(平成18年3月31日)で処理方針の検討中又は審査会への諮問準備中の事案の異議申立てを受けてからの経過日数については、表11-2のとおりとなっている。

表 11-2 異議申立てを受けてから審査会への諮問(検討又は準備中を含む)までの期間
(単位：件、%)

	諮問した件数				処理方針の検討中、 審査会への諮問準備中等の件数			
		異議申立てを受けてから審査会に 諮問した日までに要した日数				異議申立てを受けてからの 経過日数		
		30日以内	30日超 90日以内	90日超		30日以内	30日超 90日以内	90日超
開示	5 (100)	1 (20)	3 (60)	1 (20)	2 (100)	0 (0)	1 (50)	1 (50)
訂正	3 (100)	0 (100)	3 (100)	0 (0)				
利用 停止	2 (100)	0 (100)	2 (100)	0 (0)				

(注) 90日超となっている事案の概要は、資料2-3④を参照。

そのうち、①審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの及び②異議申立てを受けてからの経過日数が90日超のものについて機関別にみると、表11-2①及び②のとおりとなっている。

表 11-2① 審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のものの機関別内訳
(単位：件)

	独立行政法人等名	件数	超過した日数		
			90日超 100日以内	100日超 半年以内	半年超 一年以内
開示	岐阜大学	1	0	0	1

(注) 訂正請求及び利用停止請求については、90日超のものはなかった。

表 11-2② 調査日現在(平成18年3月31日)、処理方針の検討中、審査会への諮問準備中の事案で、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のものの機関別内訳
(単位：件)

	独立行政法人等名	件数	超過した日数		
			90日超 100日以内	100日超 半年以内	半年超 一年以内
開示	琉球大学	1	0	0	1

(注) 訂正請求及び利用停止請求については、90日超のものはなかった。

諮問までに長期間を要している理由として、請求対象の保有個人情報の探索に時間を要していること等を挙げている。

また、答申を受けてから決定を行った日までに要した日数及び調査日現在で決定の準備中の事案の答申を受けてからの経過日数については、表 11-3 のとおりとなっている。

表 11-3 答申を受けてから決定(準備中を含む)までの期間

(単位：件、%)

	審査会に諮問して決定を行った件数				審査会の答申を受けて決定の準備中の件数			
	答申を受けてから決定をした日までに要した日数				答申を受けてからの経過日数			
	30日以内	30日超 60日以内	60日超		30日以内	30日超 60日以内	60日超	
開示	1 (100)	1 (100)	0 (0)	0 (0)				
訂正	1 (100)	1 (100)	0 (0)	0 (0)	1 (100)	1 (100)	0 (0)	0 (0)
利用停止					1 (100)	1 (100)	0 (0)	0 (0)

(4) 審査会における審査状況

法では、異議申立てを受けた独立行政法人等は、却下等をする場合を除き、審査会に諮問することとされており、同審査会の答申を受けて、行政不服審査法に基づく決定を行うこととなる。

平成 17 年度における審査会への諮問・答申の状況は、表 12 のとおりとなっている。

表 12 審査会における審査状況

(単位：件、%)

	諮問件数	答申件数	うち諮問庁の判断は			取り下げられた件数	次年度に持ち越した件数
			妥当であるとしたもの	一部妥当でないとしたもの	妥当でないとしたもの		
開示	5	1 (100)	0 (0)	1 (100)	0 (0)	0	4
訂正	3	2 (100)	2 (100)	0 (0)	0 (0)	0	1
利用停止	2	1 (100)	1 (100)	0 (0)	0 (0)	0	1

5 訴訟の状況

平成17年度に、法に関連して提起された訴訟はなかった。

6 個人情報の漏えい、滅失、き損事案の状況

(1) 漏えい、滅失、き損事案の全体的な状況

平成17年度に、各独立行政法人等において個人情報の漏えい、滅失、き損（以下「漏えい等」という。）が発生したと認められる事案（紛失により漏えい等が発生したおそれがあると認められるものを含む。以下同じ。）の件数は、855件となっている。

漏えい等事案の多い機関についてみると、誤送付、誤交付、誤送信による事案が比較的多くなっている。

表13 各独立行政法人等における漏えい等事案の件数

(単位：件、%)

各独立行政法人等における漏えい等事案の発生件数			うち、誤送付、誤交付、誤送信によるもの	各機関の事案に占める割合
	件数	(%)		
(総計)	855	(100)	—	—
日本郵政公社	615	(71.9)	251	(40.8)
住宅金融公庫	78	(9.1)	22	(28.2)
中小企業金融公庫	48	(5.6)	0	(0)
商工組合中央金庫	46	(5.4)	26	(56.5)
その他	68	(8.0)	—	—

(2) 個人情報の種類及び事案の規模

漏えい等事案の対象となった個人情報について、独立行政法人等の「職員に係る情報」とその他の「国民等に係る情報」の別にみると、「国民等に係る情報」が多くなっている。また、個人情報により識別できる本人の数の規模別にみると、事案に含まれる本人の数が少ない小規模なものが多くなっている。

表12 人数の規模別の内訳

(単位：件、%)

	総件数	人数の規模別			
		1人～5人	6人～49人	50人～99人	100人以上
国民等に係る情報	828 (100)	644 (77.8)	65 (7.9)	17 (2.1)	102 (12.3)
職員に係る情報	35 (100)	16 (45.7)	12 (34.3)	5 (14.3)	2 (5.7)

(注) 1件の事案において「国民等に係る情報」と「職員に係る情報」を含んでいるものがあるため、漏えい等事案の件数と各区分の件数の合計とは必ずしも一致しない。

(3) 漏えい等事案の契機となったもの及び発生につながった問題の所在

漏えい等事案について、その契機となったものについてみると全体の 80.4%が「職員」によるものとなっており、発生につながった問題の所在についてみると全体の 88.0%が「規定不履行・履行不十分」なことによるものとなっている。

表 13 契機となったもの

(単位：件、%)

総件数	職員	派遣労働者	受託業務 従事者	第三者	その他 (天災、事故等)	不明
855 (100)	687 (80.4)	4 (0.5)	133 (15.6)	33 (3.9)	11 (1.3)	1 (0.1)

(注) 1 件の事案において複数の契機に係わるものがあるため、漏えい等事案の件数と各項目の件数の合計は必ずしも一致しない。

表 13-2 問題の所在

(単位：件、%)

総件数	規定の不履行 又は履行不十分	規定の不備	その他の理由
855 (100)	752 (88.0)	5 (0.6)	109 (12.7)

(注) 1 件の事案において複数の問題に係わるものがあるため、漏えい等事案の件数と各項目の件数の合計は必ずしも一致しない。

(4) 漏えい等事案への対応状況

漏えい等事案への対応状況についてみると、事案の公表や本人への連絡など本人等への情報提供を行ったものが 84.0%、情報の削除等の措置依頼を行ったものが 43.0%、情報の回収を行ったものが 36.7%などとなっている。

また、すべての事案において何らかの再発防止策を講じている。

表 14 事案への対応状況

(単位：件、%)

総件数	本人等への情報提供	情報の削除等の措置依頼	情報の回収	関係者の処分	委託契約の解除・入札資格の停止	再発防止策
855 (100)	718 (84.0)	368 (43.0)	314 (36.7)	186 (21.8)	1 (0.1)	855 (100)

(注) 1 件の事案において複数の措置を講じているものがあるため、漏えい等事案の件数と各項目の件数の合計は必ずしも一致しない。

(5) 再発防止策の措置状況

再発防止策の措置状況をみると「職員の教育・研修」を実施したものが78.2%などとなっている。

表 14-2 再発防止策の内訳

(単位：件、%)

総件数							
	管理体制の整備	安全管理規定の整備	物理的安全管理措置	技術的安全管理措置	職員の教育・研修	職員の監督強化	委託先の監督強化
855 (100)	54 (6.3)	126 (14.7)	276 (32.3)	68 (8.0)	669 (78.2)	82 (9.6)	111 (13.0)

(注) 1 件の事案において複数の措置を講じているものがあるため、漏えい等事案の件数と各項目の件数の合計は必ずしも一致しない。